

株 主 各 位

神戸市須磨区中島町三丁目2番6号
(本社 神戸市西区岩岡町野中福吉556)

ヒラキ株式会社

代表取締役 伊 原 英 二

第42回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第42回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年6月26日（水曜日）当社営業時間終了の時（午後5時30分）までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|---------|---|
| 1. 日 時 | 2019年6月27日（木曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 神戸市西区岩岡町野中福吉556
当社 本社5階多目的ホール |
| 3. 目的事項 | |
| 報告事項 | 1. 第42期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第42期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）計算書類の内容報告の件 |
| 決議事項 | |
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役1名選任の件 |

以 上

-
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。なお、お土産はお配りいたしておりません。何卒ご了承くださいませようお願い申し上げます。
 2. 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、以下の事項につきましては、法令および当社定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://company.hiraki.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載していません。
①連結計算書類の連結注記表 ②計算書類の個別注記表
なお、本招集ご通知の添付書類に記載しております連結計算書類および計算書類は、会計監査人および監査役が会計監査報告および監査報告の作成に際して監査した連結計算書類および計算書類の一部であります。
 3. 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正すべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://company.hiraki.co.jp/>) に掲載させていただきます。

事業報告

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

① 全般的概況

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用環境の改善が見られ、引き続き緩やかな回復を続けつつも、中国や欧州など海外経済の減速の余波が広がるなど、景気の先行きは不透明な状況となっています。当社グループが属する流通業界におきましては、雇用者所得の増加が消費につながらない中、価格競争・差別化競争・シェア獲得競争は激化し、引き続き厳しい経営環境が続いています。

このような状況の下、当社グループは、本年度から始まる中期経営計画のミッションとして「日本一の靴総合販売会社となるために、靴通販および単店で靴・履物販売数量ナンバーワンを目指す」を掲げ、靴を主体としたヒラキ開発商品の拡販に取り組んでまいりました。

以上の結果、当連結会計年度における連結売上高は、168億59百万円（前期比5.2%減）、営業利益は8億13百万円（前期比22.8%減）、経常利益は8億10百万円（前期比24.2%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は5億52百万円（前期比24.2%減）となりました。

② 事業別概況

事業の種類別セグメントの売上高は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

区 分	金 額	構成比(%)	前期比(%)
通 信 販 売 事 業	8,786	52.1	93.9
デ ィ ス カ ウ ン ト 事 業	7,628	45.3	96.9
卸 販 売 事 業	444	2.6	79.4
合 計	16,859	100.0	94.8

(注) 上記金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(通信販売事業)

通信販売事業におきましては、テレビCM放映、食品スーパーを中心とした2万店舗への無料カタログ設置、8月・2月のスクール応援キャンペーン、LINE@お友達30万人突破キャンペーンなどを展開し、新規顧客の獲得と既存顧客のリピート率向上に取り組んでまいりました。また、商品面では、販売累計110万足を突破した「JOG軽」シリーズの最新作「JOG軽・Knit」、新商品の「ライトフリース タートルネックシャツ」を始めとした販売促進商品の受注は堅調に推移しましたが、サンダル・ブーツ等の季節商品が長雨・暖冬等天候の影響を受けたこと、また、主力商品であるスニーカーが、お客様ニーズを充足するに至らず受注をけん引することができませんでした。

この結果、売上高は受注件数の減少が影響し、87億86百万円（前期比6.1%減）となりました。利益面では、売上総利益率の改善およびカタログを主体とした広告宣伝費の削減を図りましたが、配送費の高騰ならびに減収による売上総利益の減少により、セグメント利益（営業利益）は、10億55百万円（前期比14.7%減）となりました。

(ディスカウント事業)

ディスカウント事業におきましては、来店客数・買い上げ点数アップおよび自社開発商品の販売強化に加え、長期・短期を織り交ぜた55か所での出張販売を精力的に実施しましたが、自社開発商品の拡販が計画通りに進まず、サンダル・ブーツ等の季節商品を主に靴の販売に苦戦しました。

この結果、売上高は76億28百万円（前期比3.1%減）となりました。利益面では、チラシの効率の配布による広告宣伝費の削減を図りましたが、売上総利益率の高い自社開発商品の売上構成比が低下したことが影響し、セグメント利益（営業利益）は、78百万円（前期比39.3%減）となりました。

(卸販売事業)

卸販売事業におきましては、新規先の開拓が順調に進み売上増加に寄与しましたが、一方、大口先2社への販売が価格競争および商品の納品延長等により前期を大きく下回りました。

この結果、売上高は4億44百万円（前期比20.6%減）となりました。利益面では、減収の影響によりセグメント利益（営業利益）は、44百万円（前期比23.8%減）となりました。

③ 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資の総額はリースを含めて129百万円であり、その主なものは、岩岡店本館エレベーターリニューアル工事22百万円、同エスカレーターリニューアル工事30百万円、通販クレジットカード情報非保持化に係る改修費用25百万円であります。

④ 資金調達の状況

当連結会計年度における所要資金は、長期借入金による資金調達によって充当いたしました。

(2) 対処すべき課題

今後の見通しといたしましては、わが国経済は一部に弱さが残るものの、雇用・所得環境の改善が続く中、各種施策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待されています。一方、10月に予定されている消費税増税の影響、深刻化する人手不足に伴う人件費・物流費の高騰、根強い生活防衛意識による消費マインドの停滞等不透明な状況が続くものと予想されます。当社グループが属する靴・衣料品・日用雑貨小売業界を取り巻く環境も、市場規模が伸び悩む中、ますます競合が激化し、経営環境は厳しい状況となることが予想されます。

このような状況の下、次期は第二次中期経営計画（2018年度～2020年度）の2年目に当たり、「ユーザーインの発想による新たなビジネスモデルの構築」を年度経営方針として、「他にはない 他ではできない それがヒラキです。」をスローガンに、持続的な成長と企業価値の向上に取り組んでまいります。

通信販売事業におきましては、「新規顧客の獲得とリピーターの拡充」に不可欠なお客様ニーズに合致し需要を喚起する商品力の強化を第一方針とし、販促面では、ターゲット別広告の推進や画像レベルの向上等WEB戦略を更に強化してまいります。

店舗販売事業におきましては、「顧客満足度の向上と収益力の強化」を事業部方針とし、主力の靴カテゴリーの強化と自社開発商品の売上拡充の両面作戦をとり、市場トレンド、すなわち顧客ニーズに即した商品の仕入れ・販売に努めてまいります。

卸販売事業におきましては、「新規大口取引先開拓と大卸しの再構築」を事業部方針とし、既存取引先への販売拡大ならびにB to B営業モデルを確立すべくECサイトを活用し、新規顧客の獲得とリピート率向上に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 財産および損益の状況の推移

区 分 \ 期 別	第39期 (2016年3月期)	第40期 (2017年3月期)	第41期 (2018年3月期)	第42期 (当連結会計年度 (2019年3月期))
売 上 高 (百万円)	17,874	18,183	17,788	16,859
経 常 利 益 (百万円)	488	772	1,069	810
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	286	526	728	552
1株当たり当期純利益	58円87銭	108円02銭	149円66銭	113円42銭
総 資 産 (百万円)	17,321	17,963	17,321	16,829
純 資 産 (百万円)	4,701	5,404	5,825	6,376

(4) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資率	主要な事業内容
上海平木福客商業有限公司 (中国 上海市)	1,050千米ドル	100%	靴・履物等の企画・ 発注および仕入

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(5) 主要な事業内容

事 業 部 門	事 業 内 容
通信販売事業	自社企画開発商品を中心とした、カタログ、インターネットによる靴・履物、衣料品、日用雑貨品等の販売
ディスカウント事業	ディスカウント業態の店舗による靴・履物、食料品、衣料品、日用雑貨品等の販売
卸販売事業	OEM開発商品を中心とした、大手小売店、量販店等への靴・履物等の販売

(6) 主要な事業所および営業所

① 当 社

本 社 神戸市西区岩岡町野中字福吉556
本 部 須磨本部（神戸市須磨区）
店 舗 岩岡店（神戸市西区）、日高店（兵庫県豊岡市）、
龍野店（兵庫県たつの市）、姫路店（兵庫県姫路市）
サンパティオ庄内店（大阪府豊中市）
物流センター 生野事業所（兵庫県朝来市）
営 業 所 東京営業所（東京都台東区）

② 子会社

上海平木福客商業有限公司（中国 上海市）

(7) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
251名	5名減

(注) 従業員数には、パート・アルバイト338名は含んでおりません。(パート・アルバイトについては、年間平均雇用人員(1ヶ月165時間換算)で算出しております。)

② 当社の従業員の状況

従 業 員 数	前期末比増減	平均年 齢	平均勤続年数
244名	5名減	43.9歳	14.5年

(注) 従業員数には、パート・アルバイト338名は含んでおりません。(パート・アルバイトについては、年間平均雇用人員(1ヶ月165時間換算)で算出しております。)

(8) 主要な借入先の状況

借 入 先	借 入 額 (百万円)
株 式 会 社 み な と 銀 行	1,447
株 式 会 社 山 陰 合 同 銀 行	1,042
神 戸 信 用 金 庫	692
兵 庫 県 信 用 農 業 協 同 組 合 連 合 会	603
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	564

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 17,920,000株
- (2) 発行済株式の総数 4,870,886株
(自己株式 284,714株を除く)
- (3) 株主数 12,330名
- (4) 大株主の状況

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
株 式 会 社 マ ヤ ハ	752	15.43
ヒ ラ キ 従 業 員 持 株 会	263	5.40
神 戸 信 用 金 庫	251	5.15
株 式 会 社 み な と 銀 行	211	4.33
平 木 和 代	195	4.01
株 式 会 社 山 陰 合 同 銀 行	184	3.77
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	120	2.46
向 畑 達 也	113	2.33
株 式 会 社 山 口 銀 行	96	1.97
梅 木 孝 雄	88	1.81

- (注) 1. 千株未満は、切り捨てて表示しております。
2. 当社は、自己株式284,714株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として従業員等に対し交付された新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役 会長	伊原英二	
代表取締役 社長執行役員	向畑達也	最高執行責任者
取締役 専務執行役員	梅木孝雄	営業本部長兼ディスカウント事業部長兼物流部長 上海平木福客商業有限公司 董事
取締役 常務執行役員	姫尾房寿	現業支援本部長兼総務部長兼経営戦略室長 上海平木福客商業有限公司 監事
取締 執行役員	堀内秀樹	営業本部開発商品事業部長 上海平木福客商業有限公司 董事長
取締 役	朝家修	公認会計士・税理士朝家事務所 代表 株式会社日住サービス 社外取締役
常勤監査役	上平田 哲	
監査 役	松田陽三	
監査 役	熊尾弘樹	

- (注) 1. 取締役のうち朝家 修氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。なお、同氏は東京証券取引所から確保を義務づけられている独立役員として同取引所に届け出ております。
2. 監査役のうち松田陽三氏および熊尾弘樹氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。なお、両氏は東京証券取引所から確保を義務づけられている独立役員として同取引所に届け出ております。
3. 監査役 熊尾弘樹氏は、元病院事務局長として経理部門に長年勤務し、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 2018年6月28日開催の第41回定時株主総会において、伊原英二氏が取締役に、また、上平田 哲氏が監査役に新たに選任され、それぞれ就任いたしました。なお、同定時株主総会終結の時をもって伊原英二氏は監査役を任期満了により退任いたしました。
5. 重要な兼職の異動の状況について
朝家 修氏は、2019年3月26日付けをもって、株式会社日住サービス社外取締役に就任しております。
6. 当事業年度中の取締役の地位・担当等の異動
該当事項はありません。
7. 当事業年度の末日後の取締役の地位・担当等の異動

氏 名	新	旧	異動年月日
梅木孝雄	取締役 専務執行役員 店舗販売事業部長 兼 店舗統括部長	取締役 専務執行役員 営業本部長 兼 ディスカウント事業部長 兼 物流部長	2019年 4月1日
堀内秀樹	取締役 執行役員 開発商品事業部長	取締役 執行役員 営業本部開発商品事業部長	
姫尾房寿	取締役 常務執行役員 現業支援本部長 兼 総務部長 兼 経営戦略室管掌	取締役 常務執行役員 現業支援本部長 兼 総務部長 兼 経営戦略室長	2019年 6月1日

〈ご参考〉 当社の取締役を兼務しない執行役員は次のとおりであります。
(2019年3月31日現在)

地 位	氏 名	担 当
執 行 役 員	埜 邨 敬 和	品質管理部長

(注) 当事業年度中に辞任した執行役員

辞任時の会社 における地位	氏 名	辞任時の担当	辞任日
上席執行役員	松 添 晃 明	現業支援本部 プロジェクト・システム室長	2018年8月31日

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	報 酬 等 の 額
取 締 役	6名	79,889千円
監 査 役	4名	14,824千円
合 計 (うち社外役員)	9名 (3名)	94,713千円 (7,000千円)

- (注) 1. 報酬等の額には従業員兼務取締役の従業員分給とは含まれておりません。
2. 伊原英二氏は、2018年6月28日開催の第41回定時株主総会において監査役を任期満了により退任した後、取締役役に就任したため、支給人員および報酬等の額について監査役期間は監査役に、取締役期間は取締役に含めて記載しております。そのため、上記の取締役および監査役の支給人員計は合計の支給人員数と相違しております。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

- イ. 朝家 修氏は、公認会計士・税理士朝家事務所代表であります。また、株式会社日住サービスの社外取締役であります。いずれも当社と重要な取引その他の関係はありません。
- ロ. 松田陽三氏は、重要な兼職先について該当事項はありません。
- ハ. 熊尾弘樹氏は、重要な兼職先について該当事項はありません。

② 主要取引先等特定関係事業者

該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	朝家 修	当事業年度開催の取締役会14回全てに出席し、公認会計士・税理士として財務の専門家としての知識や経験に基づき議案審議等に必要な発言を行い、当社取締役会の活性化に貢献しております。
社外監査役	松田 陽三	当事業年度開催の取締役会14回・監査役会14回全てに出席し、金融機関における長年の実務経験および金融財政に関する幅広い知識や経験に基づき発言を行い、当社の監査体制の強化に貢献しております。
	熊尾 弘樹	当事業年度開催の取締役会14回・監査役会14回全てに出席し、元金融機関役員および元病院事務局長として有する財務等豊富な実務経験に基づき発言を行い、当社の監査体制の強化に貢献しております。

④ 責任限定契約

当社は、社外取締役および各社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 30百万円
- ② 当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 30百万円

- (注)1. 監査役会は、取締役、社内関係部署および会計監査人より必要な資料の入手、報告を受けた上で会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積りの算定根拠について確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について同意しております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社の海外子会社は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法または金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の遂行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨とその理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法および会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において「内部統制システムに関する基本方針」を決議しております。

その概要は、当事業年度末日現在、以下のとおりであります。

(1) 当社および子会社（以下「当社グループ」という。）の取締役、執行役員その他これらの者に相当する者（以下「取締役等」という。）および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

① 当社グループは、事業を適正かつ効率的に運営するため、社員就業規則等において、当社グループの取締役等および従業員が、誠実に法令、規程および通達を遵守し、全力をあげてその職務の遂行に専念すべき義務を定めます。

② 取締役会は、法令および定款に定められた事項のほか重要な業務執行に関する事項を付議します。

取締役は、取締役会が決定する業務担当に基づき、法令および定款に則り、業務を執行します。

③ 監査役会は、取締役会における経営判断の適正性を監視する機関であり、また監査体制の一層の強化を目的とします。

監査役は、法令の定める権限を行使するとともに、内部監査室および会計監査人と連携して、当社グループの取締役等の職務執行が法令および定款に適合することを確保します。

④ 当社は、執行役員制度を導入し、経営の執行は取締役、業務の執行は執行役員と役割を明確にするとともに、独立性を考慮した社外取締役の選任を行い、コーポレート・ガバナンスの強化に努めます。

⑤ 当社は、有効な内部牽制機構によるコンプライアンスの充実を図ることを趣旨として、社長執行役員直轄の内部監査室を設置し、監査役および会計監査人と意見交換を行い、密接に連携しながら、当社グループにおける内部統制の評価ならびに業務の適正性および有効性について監査します。内部監査室は、監査結果について取締役および監査役に報告を行います。

⑥ 当社は、社長執行役員を委員長とする内部統制委員会を設置し、当社グループ全体の内部統制システムの整備・運用の推進を図り、その結果を取締役に報告する体制とします。

⑦ 当社は、コンプライアンスに係る管理を総合的・体系的に実施するため「コンプライアンス規程」を制定するとともに、「倫理規範」「行動規範」を定め、その周知徹底を図ります。当社グループの取締役等および従業員はこれを遵守するものとします。取締役会は遵守状況をモニタリングし評価します。

- ⑧ 当社は、当社グループ全体に係る「ヒラキ・ヘルプライン運用基準」を定め、事件、事故を未然に防止し、あるいは不正行為、コンプライアンス違反行為等を是正し、かつ、将来に向けての改善方法を提示することにより、企業倫理、法令等の遵守を徹底することを目的として、当社グループの内部通報窓口「ヒラキ・ヘルプライン」を設置します。「ヒラキ・ヘルプライン」は、当社常勤監査役に通報できる体制とし、通報者のプライバシーの保護ならびに通報者が通報を理由に不利益な取扱いを受けないことを規定します。また、その運用状況を毎年取締役会に報告します。
- ⑨ 当社グループは、金融商品取引法等に基づく財務報告の信頼性を確保するため、「財務報告に係る内部統制の整備・運用規程」を制定し、必要な整備を行い、一般に公正妥当と認められる内部統制の評価基準に準拠して内部統制の有効性を評価します。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

① 情報の保存および管理

当社は、「文書規程」に基づき、当社グループの保存対象文書（電磁的記録を含む。）、保管期間および保管部門を定め、取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制を確保します。

② 情報の閲覧

当該情報は必要に応じ、必要な関係者が閲覧できる体制を維持します。

③ 情報セキュリティ体制

当社は、「情報システム安全管理規程」その他関連規程を定め、当社グループの情報の取扱い・保管・セキュリティに関する適切な運用体制を構築します。

(3) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① リスク管理体制

当社は、当社グループにおける様々なリスクの管理を適切に行うため、取締役会の決議によりリスク管理の基本的事項を「リスク管理規程」として定めています。内部統制委員会においてリスクを把握し、リスクごとの管理責任部門（子会社を含む。）を明確にしてそれぞれのリスク特性に応じた対応策を講じます。そのためにリスクの状況を把握し、迅速に判断できるように、各部門はリスクの状況を定例的に内部統制委員会に報告する体制とします。リスクの内容ならびに対策については、適宜経営会議に報告し、必要に応じて取締役会へ報告を行います。

また、社外システムの活用によるリスク管理として特にコンプライアンス面での充実を趣旨とし、事業活動において法律的风险の可能性を確認する場合、総務部が窓口となり、顧問弁護士、税理士等からの助言に基づき、対処する体制を整えます。

② 職務権限の原則

当社グループの取締役等および各職位にある従業員は、取締役会決議および「職務権限規程」に基づき、その職務の遂行に必要な権限を付与されるとともに、その範囲内で職務の執行に伴うリスクを管理し、結果について責任を負います。

③ 監査体制

当社グループのリスク管理体制の適切性を維持するために、リスク管理のプロセスが有効に機能しているかどうか、内部監査室が各部署および子会社に対する監査を行う体制とします。

④ 危機管理

当社グループにおいて自然災害などの重大事態が発生した場合、「緊急連絡体制」に基づき、社長執行役員を本部長とする緊急対策本部を設置し、損害・損失等を最小限にとどめるための具体策を迅速に決定・実行します。

(4) 当社グループの取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 経営方針、経営戦略および経営計画

取締役会は、当社グループの取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、当社グループの取締役等および従業員全員が共有する経営方針、経営戦略および経営計画を定め、その浸透を図ります。

② 経営会議

当社グループの取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、経営会議を設置し、業務執行状況について審議します。

③ 執行役員制度

当社は、経営と業務執行の分離により、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、執行役員制度を導入し、経営の効率化を図ります。

④ 営業本部の設置

営業部門を全社統合するため、営業本部を設置します。営業本部は経営資源を集中し、当社の強みを最大限に活かし、機動力を持って展開します。

⑤ 職務権限および責任の明確化

執行役員および従業員の職務分掌と権限を社内規程で明確にし、取締役の職務の執行が適正かつ効率的に行われる体制を確保します。

(5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

① グループ運営体制

当社は、当社が定める「関係会社管理規程」に基づき、子会社の経営・事業に関する承認・報告体制を整備し、グループ会社の経営体制を定めます。

② 子会社からの報告

当社は、子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について、取締役会または当社グループの取締役等が出席する連絡会議等における定期的な報告を義務付け、必要に応じて指導・育成を行います。

③ 監査

監査役および内部監査室は、子会社に対し監査を行い、当社グループの統一的な業務執行を確保します。

(6) 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項

監査役が、その職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、監査役を補助すべき従業員を指名します。

(7) 監査役を補助する従業員の独立性に関する事項および当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項

① 独立性の確保

監査役が指定する補助すべき期間中は、指名された従業員への指揮権は監査役に移譲されたものとし、取締役等の指揮命令は受けないものとします。当該従業員に対する人事、処遇については、監査役会の同意を得るものとします。

② 指示の実効性の確保

当社は、指名された従業員に関し、監査役の指揮命令に従う旨を当社グループの取締役等および従業員に周知徹底し、監査役監査に必要な調査を行う権限を付与します。

(8) 当社グループの取締役等および従業員が当社監査役に報告するための体制等に関する事項

① 取締役等および従業員による当社監査役への報告

当社グループの取締役等および従業員（これらの者から報告を受けた者を含む。以下同じ。）は、その業務執行について当社監査役より説明を求められた場合、もしくは当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事項ならびに不正行為、法令および定款違反行為を認知した場合は、当該事実を当社監査役に報告する体制を確保します。

② 重要な会議への出席

常勤監査役は経営会議その他社内会議に出席し、当社グループの経営上の重要情報について適時報告を受けられる体制とするとともに、稟議書その他業務執行に関する重要な文書は、都度監査役に回覧します。

③ 報告者の保護

当社は、監査役へ報告を行った当社グループの取締役等および従業員に対し、当該報告を行ったことを理由として、不利益な取扱いを行うことを禁止します。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 内部監査室は、監査役と緊密な連携を保ち監査役が自らの監査について協力を求めるときは、監査役が効率的な監査を行うことができるよう努めます。

② 代表取締役は、監査役との間で定期的な意見交換を行う機会を確保すること等により、監査役による監査機能の実効性向上に努めます。

③ 外部専門家の起用

監査役が必要と認めるときは、顧問弁護士・税理士との連携を図り内部統制機能を充実させます。

④ 監査費用等の処理に係る方針

監査役がその職務の執行につき費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要なことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理するものとします。

(10) 反社会的勢力への対応

当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対しては、当社グループ業務への関与を拒絶し、あらゆる要求を排除するとともに、不当な要求を受けた場合には警察等の外部専門機関との緊密な提携関係のもと、組織的な対応を図ります。

(注) 2019年4月5日開催の取締役会において、当社の組織変更に伴い、上記「内部統制システムに関する基本方針」の改定をしております。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1) 内部統制システム全般

当社グループの内部統制システム全般の整備・運用状況について、当社の内部統制委員会（当事業年度は5回開催）および内部監査室がモニタリングし、改善に取り組んでおります。また、内部統制委員会および内部監査室は、金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制の有効性の評価」を行っております。

取締役会は半期毎に子会社から業務報告および経営計画についての説明を受け、指導を行っております。また、当事業年度においては、業務分掌規程の見直しを行うなど、当社グループ全体としての業務の適正の確保を図っております。

(2) コンプライアンス体制

当社グループの役職員に向けて、コンプライアンス（インサイダー取引防止を含む。）、個人情報保護および情報セキュリティに係る研修をそれぞれ年1回実施しております。当事業年度は情報管理の強化を企図としてインサイダー取引防止規程を改正し、適宜社内通達や社内報による啓蒙、朝礼時の「倫理規範」「行動規範」の唱和などにより、コンプライアンス意識の向上に取り組みました。また、全役職員は年1回コンプライアンス遵守の宣誓を書面にて行っております。

当社グループの内部通報窓口「ヒラキ・ヘルプライン」については、葉にして全役職員に配布するなど周知に努め、取締役会において定期的に通報内容の概要を報告しております。

(3) リスク管理体制

リスク管理規程に基づき、内部統制委員会において、リスクを定期的に洗い直し当社グループ全体のリスクを把握し、予防策として具体的な対策の協議を行っております。

危機発生時に緊急連絡体制に基づいた迅速な対応を行うことを可能とするために、緊急事態対応マニュアルを整備し、全役職員を対象とする緊急通報・安否確認システムを稼働させております。なお、当事業年度に発生した自然災害への対応状況について取締役会において検証を行い、対応体制の見直しを行っております。また、各事業所においては、災害を想定した訓練を定期的実施しております。

(4) 効率的な職務執行体制

取締役会（当事業年度は 14 回開催）は、当事業年度末において独立社外取締役 1 名を含む取締役 6 名で構成されており、独立社外監査役 2 名を含む監査役 3 名も出席し、経営上の重要事項についての審議ならびに決議を行っております。

当社は執行役員制度を導入しており、執行役員が出席する経営会議（当事業年度は 12 回開催）および常務連絡会（当事業年度は 44 回開催）などを通して、機動的な業務執行を遂行しております。

(5) 内部監査

内部監査室は、内部監査計画に基づき、年 1 回業務の適正性、法令遵守状況について、各部門および子会社に対し内部監査を実施しております。監査の結果、要改善とされた部門については、半年後にフォロー監査を行い、改善を図っております。

(6) 監査役の職務執行

監査役会（当事業年度は 14 回開催）は、監査に関する重要な事項について協議ならびに決議を行うとともに、代表取締役、独立社外取締役および会計監査人との間でそれぞれ定期的な意見交換会を実施いたしました。

監査役会は、内部監査室による内部監査に全て立ち会い、同時に監査役監査を実施いたしました。また、常勤監査役は、内部統制委員会、経営会議等重要な会議への出席ならびに取締役、従業員からのヒアリングや重要文書の閲覧を通じて、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を確認し、より効率的な運用を行うための助言を行っております。

連結貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	10,586,094	流 動 負 債	4,424,974
現金及び預金	5,939,393	買掛金	905,943
受取手形及び売掛金	1,053,215	1年内返済予定の長期借入金	2,323,514
有価証券	100,000	未払金	822,265
商品	3,292,763	未払法人税等	94,267
未着商品	67,742	賞与引当金	117,904
貯蔵品	13,640	ポイント引当金	32,024
その他	135,782	その他	129,055
貸倒引当金	△16,443	固 定 負 債	6,027,781
固 定 資 産	6,243,408	長期借入金	5,720,036
有形固定資産	5,865,236	退職給付に係る負債	163,842
建物及び構築物	2,540,037	環境対策引当金	13,568
機械装置及び運搬具	5,176	資産除去債務	33,233
土地	3,157,566	その他	97,101
リース資産	88,512	負 債 合 計	10,452,755
その他	73,944	純 資 産 の 部	
無形固定資産	126,800	株 主 資 本	6,322,571
投資その他の資産	251,370	資本金	450,452
投資有価証券	55,513	資本剰余金	1,148,990
繰延税金資産	146,179	利益剰余金	4,874,240
その他	49,677	自己株式	△151,110
資 産 合 計	16,829,502	その他の包括利益累計額	54,174
		その他有価証券評価差額金	6,277
		繰延ヘッジ損益	29,673
		為替換算調整勘定	18,223
		純 資 産 合 計	6,376,746
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	16,829,502

連結損益計算書

(2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		16,859,605
売 上 原 価		9,164,903
売 上 総 利 益		7,694,701
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		6,881,545
営 業 利 益		813,156
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	7,188	
デ リ バ テ ィ ブ 評 価 益	27,942	
そ の 他	59,502	94,633
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	78,587	
為 替 差 損	12,279	
そ の 他	6,026	96,894
経 常 利 益		810,896
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		810,896
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	241,761	
法 人 税 等 調 整 額	16,686	258,447
当 期 純 利 益		552,448
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		552,448

連結株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	450,452	1,148,990	4,419,209	△151,110	5,867,540
当 期 変 動 額					
剰余金の配当			△97,417		△97,417
親会社株主に帰属する当期純利益			552,448		552,448
自己株式の取得					
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	—	455,030	—	455,030
当 期 末 残 高	450,452	1,148,990	4,874,240	△151,110	6,322,571

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算勘定	その他の包括利益累計額合計	
当 期 首 残 高	13,177	△74,214	19,249	△41,786	5,825,754
当 期 変 動 額					
剰余金の配当					△97,417
親会社株主に帰属する当期純利益					552,448
自己株式の取得					
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△6,900	103,887	△1,026	95,961	95,961
当期変動額合計	△6,900	103,887	△1,026	95,961	550,992
当 期 末 残 高	6,277	29,673	18,223	54,174	6,376,746

貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	10,567,411	流 動 負 債	4,403,959
現金及び預金	5,918,941	買掛金	884,783
受取手形	601	1年内返済予定の長期借入金	2,323,514
売掛金	1,052,614	リース債	42,014
有価証券	100,000	未払費用	822,643
商品	3,295,448	未払消費税等	38,369
未着商品	74,560	未払法人税等	94,267
貯蔵品	13,640	前受金	2,919
前渡金	948	預り金	10,794
前払費用	46,013	賞与引当金	117,904
その他の金	81,084	ポインツ引当金	32,024
貸倒引当金	△16,443	その他の負債	34,724
固 定 資 産	6,260,573	固 定 負 債	6,027,781
有 形 固 定 資 産	5,865,189	長期借入金	5,720,036
建物	2,476,968	リース債	67,430
構築物	63,069	退職給付引当金	163,842
機械及び装置	3,217	環境対策引当金	13,568
車両運搬具	1,958	資産除去債	33,233
工具、器具及び備品	44,296	その他の負債	29,671
土地	3,157,566	負 債 合 計	10,431,740
リース資産	88,512	純 資 産 の 部	
建設仮勘定	29,600	株 主 資 本	6,360,293
無 形 固 定 資 産	126,723	資本金	450,452
ソフトウェア	104,125	資本剰余金	1,148,990
リース資産	12,621	資本準備金	170,358
その他の	9,976	その他資本剰余金	978,632
投 資 そ の 他 の 資 産	268,660	利 益 剰 余 金	4,911,961
投資有価証券	55,513	利益準備金	100,000
出資	2,330	その他利益剰余金	4,811,961
関係会社出資金	19,867	固定資産圧縮積立金	155,420
長期前払費用	6,965	別途積立金	4,000,000
繰延税金資産	146,179	繰越利益剰余金	656,540
その他の	37,805	自 己 株 式	△151,110
資 産 合 計	16,827,985	評価・換算差額等	35,951
		その他有価証券評価差額金	6,277
		繰延ヘッジ損益	29,673
		純 資 産 合 計	6,396,244
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	16,827,985

損益計算書

(2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		16,859,605
売 上 原 価		9,199,345
売 上 総 利 益		7,660,259
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		6,851,145
営 業 利 益		809,114
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	7,146	
デ リ バ テ ィ ブ 評 価 益	27,942	
そ の 他	59,347	94,436
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	78,587	
そ の 他	7,582	86,170
経 常 利 益		817,380
税 引 前 当 期 純 利 益		817,380
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	241,761	
法 人 税 等 調 整 額	16,686	258,447
当 期 純 利 益		558,933

株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当 期 首 残 高	450,452	170,358	978,632	1,148,990
当 期 変 動 額				
固定資産圧縮積立金の積立				
固定資産圧縮積立金の取崩				
別途積立金の積立				
剰余金の配当				
当期純利益				
自己株式の取得				
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				
当期変動額合計	—	—	—	—
当 期 末 残 高	450,452	170,358	978,632	1,148,990

	株 主 資 本						
	利 益 剰 余 金					自己株式	株主資本 合計
	利 益 準 備 金	その他利益剰余金			利益剰余金 合計		
		固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	100,000	162,908	3,300,000	887,537	4,450,446	△151,110	5,898,777
当 期 変 動 額							
固定資産圧縮積立金の積立					—		—
固定資産圧縮積立金の取崩		△7,487		7,487	—		—
別途積立金の積立			700,000	△700,000	—		—
剰余金の配当				△97,417	△97,417		△97,417
当期純利益				558,933	558,933		558,933
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							
当期変動額合計	—	△7,487	700,000	△230,996	461,515	—	461,515
当 期 末 残 高	100,000	155,420	4,000,000	656,540	4,911,961	△151,110	6,360,293

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	13,177	△74,214	△61,036	5,837,741
当期変動額				
固定資産圧縮積立金の積立				—
固定資産圧縮積立金の取崩				—
別途積立金の積立				—
剰余金の配当				△97,417
当期純利益				558,933
自己株式の取得				—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△6,900	103,887	96,987	96,987
当期変動額合計	△6,900	103,887	96,987	558,503
当期末残高	6,277	29,673	35,951	6,396,244

独立監査人の監査報告書

2019年5月15日

ヒラキ株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森 村 圭 志 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 矢 倉 幸 裕 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ヒラキ株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ヒラキ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2019年5月15日

ヒラキ株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森 村 圭 志 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 矢 倉 幸 裕 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ヒラキ株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第42期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第42期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
 - (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果
 - (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
 - (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
 - (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月24日

ヒラキ株式会社 監査役会
常勤監査役 上平田 哲 ㊟
監査役 松田 陽三 ㊟
監査役 熊尾 弘樹 ㊟

(注) 監査役 松田陽三、熊尾弘樹は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、キャッシュ・フローを重視した経営を実践し、内部留保を充実させながら、会社を継続的に発展させることによって、株主の皆様にご安定的かつ継続的に配当を行うことを基本方針としております。

上記方針に基づきまして、当期の剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金10円

なお、配当総額は48,708,860円となります。

これにより、中間配当を含めた当期の年間配当は、1株につき金20円（配当金総額97,417,720円）となります。

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日

2019年6月28日

2. その他剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金	300,000,000円
-------	--------------

(2) 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金	300,000,000円
---------	--------------

第2号議案 取締役1名選任の件

経営の透明性向上および多様な人材を確保することにより取締役会の実効性を高めるため社外取締役1名を増員することとし、その選任をお願いするものであります。

なお、新たに選任された取締役の任期は、当社定款の定めにより、他の在任取締役の任期の終了する時までとなります。

取締役候補者は次のとおりであります。

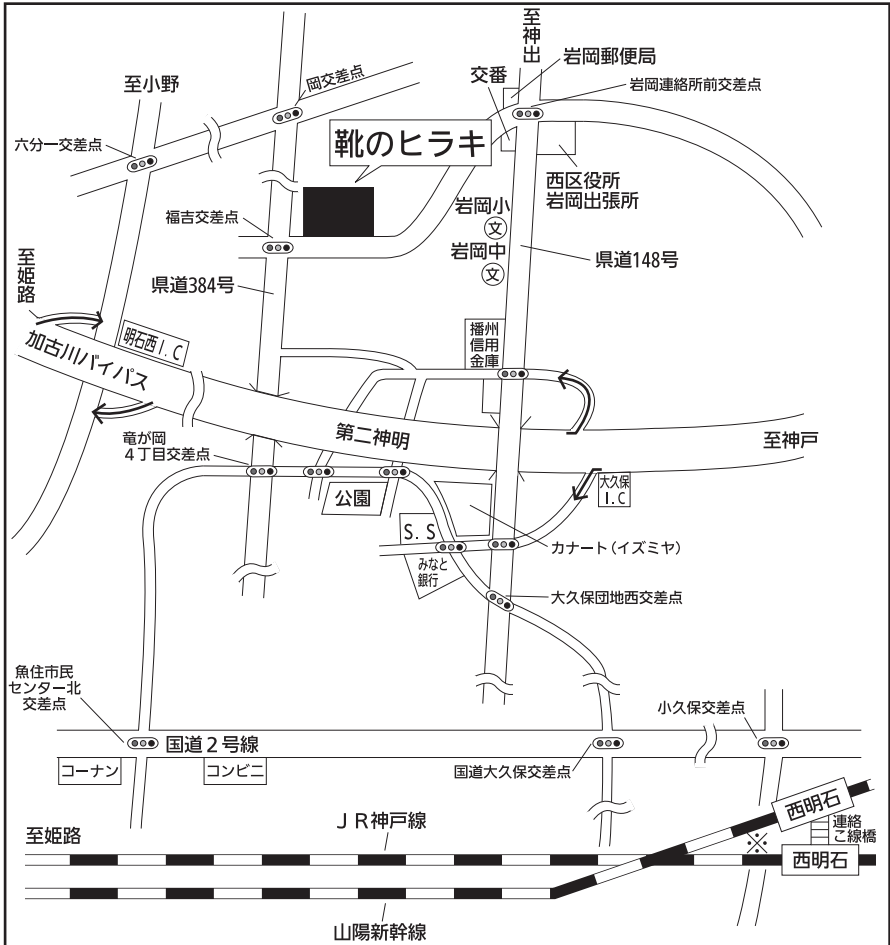
氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
ふなせ さよこ 船瀬 紗代子 (1984年8月28日生)	2009年3月 大阪教育大学教育学部卒業 2011年3月 神戸大学大学院人間発達環境学研究所 修士課程修了 2011年4月 学校法人西須磨幼稚園入社 2015年4月 同幼稚園副園長（現任） <重要な兼職の状況> 学校法人 西須磨幼稚園副園長	—
[社外取締役候補者とした理由] 同氏は、幼稚園副園長としての幅広い経験と見識を有する他、当社通信販売事業の主要顧客層と同一視点で、独立した立場で助言をいただくことで、取締役会の機能強化が図られることより、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたしました。		

- (注) 1. 同氏と当社との間に特別な利害関係はありません。
2. 同氏は、新任の社外取締役の候補者であります。
3. 同氏は、東京証券取引所の定める独立性の要件を満たしており、原案どおり選任された場合、新たに独立役員となる予定であります。
4. 同氏が選任された際には、同氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。

以上

株主総会会場ご案内図

- 会 場 : 神戸市西区岩岡町野中宇福吉556
当社 本社 5階多目的ホール
電話 (078) 967-1062
- 交 通 : <電車でお越しの場合>(送迎バスをご用意いたしますのでご利用ください。)
(西明石駅発 9:05)
山陽新幹線・JR神戸線 西明石駅下車 西出口
JR神戸線をご利用の株主様は、新幹線連絡こ線橋を渡り、
西出口(新幹線乗換口利用)
<お車でご来場の場合>
当社岩岡店お客様駐車場をご利用くださいますようお願い申
上げます。



※送迎バス停車位置

西出口より駅を出られて姫路方向(新幹線高架下)へ徒歩約3分
西明石駅発 9:05